

はいま圏域
8市8町の図書館が
利用できます



①



利用券の発行

利用したい図書館で図書館利用登録の手続きを行ってください。免許証など住所確認できるものをご持参ください。

②



貸出手続き

図書館の利用はそれぞれのまちの図書館の規則に従ってください。借りられる冊数など図書館によって異なります。

③



図書の返却

図書の返却は借りたまちの図書館へ返してください。それ以外の図書館へは返却することができません。